年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1件

釧路国民年金 事案 386

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

昭和44年*月に20歳になった際、父親がA町役場で国民年金への加入手続をし、自分が結婚するまで保険料の納付をしていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、申立期間の保険料を納付していたとする父親についても未納期間は無く、申立人及び父親の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 5 月に払い出されたことが確認でき、その後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得時期から、申立人は 44 年*月頃に加入手続を行ったものと推察され、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であった。

さらに、被保険者台帳及びオンライン記録によれば、申立期間においては申立人の両親及び兄の国民年金保険料は、それぞれ1年分まとめて納付されたことが確認でき、申立期間の保険料のうち申立人の保険料だけを納付しない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 45 年 4 月 から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。